

[事案 2024-90] 既払込保険料返還請求

・令和7年9月5日 裁定打切り

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年以降に契約した137件の保険について、令和5年7月頃にすべての契約を解約したが、以下の理由により、既払込保険料から解約返戻金を控除した金額を支払ってほしい。

- (1) 募集人は、意向把握および確認を十分に行っておらず、過大かつ必要のない保険を勧誘しており、また、各商品の具体的説明を行うこともなかった。
- (2) 従業員および役員を被保険者とする保険契約を締結する目的は、解約返戻金を退職金の原資とすることにあつたが、各契約には解約返戻金がないものや、解約返戻金があっても返戻率が低いものがあり、意向に沿っていないものが多数あつた。
- (3) 各契約には、従業員が病気等になった場合に当該従業員が経済的に困窮することを防ぐことを目的とした保障も含まれていたが、多額の保険料を負担してそのリスクに備えるということは想定していなかった。
- (4) 契約当時に契約締結権限を付与され、手続書面に署名した当社の担当者も、募集人から説明は受けていなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、意向確認を適切に実施しており、契約内容についても十分説明している。
- (2) 募集人は、各契約申込には必ず申立人代表者に説明して了解を得ている。申立人代表者から委任を受けた申立人の担当者も、意向聴取欄については自ら内容を確認し署名している。
- (3) 多数の従業員契約であり、同時に同様の手続が複数行われることから、近時の契約については募集人が一部の意向聴取欄のチェックの代行を求められて応じたことはあつたが、署名は申立人の担当者が行つた。
- (4) 各契約は、申立人が従前他社で適格年金の保険に加入していたことや、申立人の過去の担当者が、がんで死亡したり、事故により身体に障がいを負つたりしたことから提案し、申立人代表者は加入の意向を示した。
- (5) 募集人は、2～3か月に一度、契約内容が明記された書類を持参し、申立人の担当者に交付して説明を行っており、本社から年1回、解約返戻金額等も明記された契約内容通知文書を送付していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を確認するため、申立人代表者および申立人代理人、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 申立人の主張の当否を判断するにあたっては、137件にのぼる各契約につき、募集人が申

立人代表者ないし担当者に対し、意向把握・確認をしていたかどうかに関する契約時の認識について、宣誓の上、当事者については過料の制裁、証人については刑事罰の制裁を背景とし、相手方の反対尋問権も保障される裁判手続において、申立人代表者、担当者の尋問手続を経て、慎重に行うべきであると考えられる。

- (2) このほか、各契約の契約時に交わされた書類についても、当事者または第三者に対する文書提出命令ないし文書送付嘱託等の手続が必要となる可能性がある。
- (3) しかしながら、裁判外紛争解決機関である裁定審査会は、そのような手続を有しておらず、本件について公正かつ適正な事実認定を行うことは著しく困難である。